

郡上市スポーツコミッション規約

(名称)

第1条 本組織は、郡上市スポーツコミッション（英文字Gujo Sports Commission。以下「スポーツコミッション」という。）と称する。

(目的)

第2条 スポーツコミッションは、市民の様々なニーズに対応したスポーツ機会の拡大及び健康づくり、体力づくりを推進するとともに、地域資源を活用したスポーツに関する合宿、大会、スポーツイベントの誘致及び開催支援等を一元的に行うことにより、本市のさらなるスポーツの振興と地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 スポーツコミッションは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市民の健康増進、体力づくりに関すること。
- (2) スポーツ合宿の誘致に関すること。
- (3) スポーツ大会及びスポーツイベントの開催支援に関すること。
- (4) その他スポーツコミッションの目的達成のために必要な事業

(運営協議会)

第4条 スポーツコミッションに運営協議会を置く。

- 2 運営協議会は、学識経験者、スポーツ関係団体、観光関係団体、事業者、行政機関その他スポーツコミッションの活動に賛同する団体等から選出された者（以下「運営協議会委員」という。）をもって構成する。
- 3 運営協議会委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 任期満了前に退任した運営協議会委員の補欠として選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 運営協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監 事 2名
- 2 前項の役員は、運営協議会委員の中から互選する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、スポーツコミッションを代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、スポーツコミッションの会計について監査し、必要があるときは会長に意見を述べるができる。

(会議の開催)

第7条 会長は、運営協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、運営協議会委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 運営協議会委員が会議に出席できないときは、代理者が出席することができる。
- 4 前項の代理者の出席は、第2項における出席とみなす。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、運営協議会委員以外の者の出席を求めることができる。

(決議事項)

第8条 運営協議会の会議は、次の事項を決議する。

- (1) スポーツコミッションの事業計画の決定に関すること。
 - (2) スポーツコミッションの予算及び決算に関すること。
 - (3) その他スポーツコミッションの運営に関し必要な事項
- 2 議事は、出席した運営協議会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(専門部会)

第9条 会長は、スポーツコミッションの事業内容等について検討するため、運営協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織及び運営に関する事項は、別に規程を定める。

(アドバイザー)

第10条 会長は、第3条に定める事業の円滑な実施を図るとともに、事業内容等を広く市内外に発信するため、郡上市出身又は郡上市に所縁のあるスポーツ選手、指導者その他スポーツコミッションの活動に関する専門家等の中からアドバイザーを置くことができる。

(事業年度・会計年度)

第11条 スポーツコミッションの事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(運営資金)

第12条 スポーツコミッションの運営資金は、次のとおりとする。

- (1) 事業収入
- (2) 受託事業収入
- (3) 補助金収入
- (4) その他の収入

(事務局)

第13条 スポーツコミッションの事務を処理するため事務局を置き、事務局長及びそ

の他の職員を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、スポーツコミッションの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和2年3月18日から施行する。

2 スポーツコミッションの設立時の運営協議会委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、スポーツコミッションの設立の日から、令和4年3月31日までとする。

3 スポーツコミッションの設立年度における事業期間は、第11条の規定にかかわらず、スポーツコミッションの設立の日から令和2年3月31日までとし、予算の伴わない事業を実施する。